

施設運営業務編要求水準書(案)に対する質問・意見への回答

ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答	
41	2	第1章	第3節	3	環境影響評価の遵守	評価書は事前に内容開示して頂けないでしょうか。	縦覧時期は4月を予定しています。なお、それ以前については、環境影響評価準備書を公表します。
42	2	第1章	第3節	5	官公署等申請への強力	申請の際に発生する費用は、受注者の負担とありますが、「市の申請への協力の際に受注者に発生する費用は、受注者の負担」という理解でよろしいでしょうか。	各種申請にあたって必要となる手数料も含めて受注者の負担です。
43	4	第1章	第4節	1		「その他本組合が指示するもの」とありますが、具体的にどのようなものがご指示下さい。また、これにより追加費用が生じる場合、合理的な範囲で組合に負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	指示する内容により協議します。
44	7	第2章	第7節	1	排ガス基準	一酸化炭素は環境省ガイドライン「30ppm/4時間平均」適用と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
45	11	第4章	第1節		受付管理	「搬入基準は、本組合が定めるものとする。」とありますが、当該搬入基準の決定にあたっては、SPCと協議の上決定されるものと理解してよろしいでしょうか。	組合が設定します。その際に事業者の意見を聞く事は可能です。
46	11	第4章	第4節		料金徴収	料金徴収に係る契約をご開示して頂けないでしょうか。	運営・維持管理委託契約書案の20条に定めるとおり、契約締結後に組合が定めます。
47	11	第4章	第5節		受付時間	年末年始のごみ受入れ休止日をご教示ください。	年末年始のごみ受入れ休止日は、原則として1月1日、2日、3日となります。なお、ごみ収集日程により協議して変更する場合があります。
48	11	第4章	第5節		受付時間	受付時間外の受付業務に関する費用は、追加精算頂けると考えてよろしいでしょうか。	混雑等による時間延長については追加費用の精算は行いません。
49	12	第5章	第5節		搬入管理	搬入禁止物の搬出・運搬・処理は貴組合の費用負担でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
50	12	第5章	第5節		搬入管理	「受注者は、本組合が収集し、本施設に搬入される廃棄物について、搬入禁止物の混入防止に努めること」とあります。 この点、貴組合が実施する廃棄物の収集には受注者はなんら関与できないこと、及び貴組合の収集された廃棄物はごみピットに直接投入されるものであることから、貴組合の収集される廃棄物について、受注者が搬入禁止物の混入防止に努めることは、極めて困難であるものと思料します。	事業者が善良な管理者の注意義務を規定しているものです。
51	12	第5章	第5節		搬入管理	「…搬入禁止物及び搬入者毎に本組合が別途指示する場所への搬入を指示すること」とあります。 ここでの「搬入者毎」とは、市民、事業者、許可業者等を意味するものでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、詳細につきましては組合と協議になります。
52	12	第5章	第5節		搬入管理	「受注者は、本組合が許可業者に対して行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること」とあります。 搬入禁止物の混入防止に係る啓発活動は組合様または構成自治体様の業務と考えます。従いまして、組合様の搬入検査は、許可業者のみでなく直接搬入者に対しても行われるべきものと思料します。	直接搬入者を含め、搬入禁止物の混入防止に係る検査は事業者の業務範囲です。
53	13	第5章	第8節		最終処分への搬出	通常、最終処分場への搬出ができない日は、土日祝祭日、年末年始でしょうか。また、その中で連続して搬出ができない日数をご教示ください。 (例えば、年末年始の4日間が排出できない連続日数である)	最終処分場への搬出ができない日は、土日祝祭日、お盆時期、年末年始で、連続する最大日数は、年末年始の最大6日間搬入できない時があります。なお、大槌町の最終処分場については、冬期間の2ヶ月間程度搬入できなかった実績があります。
54	13	第5章	第10節		資源物の資源化業務	スラグ、メタル、破砕施設から回収される金属類について組合から有償で購入するとありますが、各々の購入価格については、合理的な価格を事業者が提案するものと理解してよろしいでしょうか。 なお、スラグ、メタル、破砕施設から回収される金属類についての購入の際には、廃掃法上の制約について貴組合に配慮して頂けるものと思料します。	現時点では、提案書提出時に資源化物の購入価格とその変更方法の考え方を参考としてお示いただくことを想定しています。かかる購入価格及び変更方法に基づき、個別の協議を行い価格を決定した時点で、事業者の有償での購入が義務となり、個別の協議で再資源化が不可能との合意に達した場合には、有償での購入は義務とはしないことを想定しています。
55	21	第9章	第7節		職員用浴室の管理	職員用浴室の受付及び管理が業務範囲になっていないものと思料します。 この業務において「施設使用料」等の徴収はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。現時点では使用料の徴収は考えておりません。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
56	21	第9章	第7節		職員用浴室の管理	「職員用浴室は10:00～21:00まで一般住民に開放しその時間帯は受付及び管理すること。また、開放時間前に清掃を行うこと。」とありますが、開放するのは何曜日ですか。祭日、年末年始、ゴールデンウィーク、盆などはどのように考えればよろしいでしょうか。	開放日については検討中です。入札公告時に示します。
57	21	第9章	第7節		職員用浴室の管理	「職員用浴室の管理」とありますが、どのような業務が具体的にご教示頂けないでしょうか。また、一般入浴者にトラブルがあった場合の対応、責任等をご教示頂けないでしょうか。	公衆浴場の営業許可を事業者が取得し、営業許可に関する全ての対応、責任についてを業務範囲とします。
58	21	第9章	第8節		その他施設管理	「敷地境界から放流先までの雨水排水設備及び本事業で整備する下水道の点検・維持管理を行うこと」とあります。この雨水排水設備や下水道は、本施設専用と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、雨水排水については周辺の道路排水が混入します。